

2023年9月

お客さま各位

永和信用金庫

インボイス制度開始に伴う当金庫の対応について

2023年（令和5年）10月1日よりインボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始されます。

永和信用金庫は適格請求書発行事業者としての登録を受けておりますので、お客さまがお取引にあたって当金庫に各種手数料をお支払いいただいた場合、お客さまは各種手数料に含まれる消費税につき、当金庫の交付する適格請求書（インボイス）に基づいて消費税の仕入税額控除を受けることができます。

具体的な要件等につきましては、お客さまの顧問税理士等にご相談ください。

当庫ではインボイス制度への対応方法を以下のとおりとさせていただきます。

記

1. 当庫の適格請求書発行事業者登録番号:T4120005002323

2. 営業店窓口等でお支払いいただく各種手数料について

- (1) 営業店窓口等で各種手数料（残高証明書発行手数料、融資関係手数料など）をお支払いいただいた場合、インボイスの要件を満たした「手数料領収書」を発行いたします。
- (2) 営業店窓口にて備付けの振込依頼書をご利用いただき振込を実施し、振込手数料をお支払いいただいた場合は、複写となる「手数料受取書」をインボイスとしてご利用いただけます。

お客さまが現行の振込依頼書等をお手元にお持ちの場合は、インボイス制度開始以降は窓口備付けの新しい依頼書等をご利用いただきますようお願い申し上げます。

3. 口座振替でお支払いいただいている各種手数料について

預金口座より口座振替の方法でお支払いいただいている各種手数料につきましてはインボイスの要件を満たした「**インボイス管理票**」を作成のうえ交付いたします。「インボイス管理票」は、毎月1日から月末日までの1カ月分を集計し、お取引のあった月の翌々月中旬頃発行します。

4. インボイス管理票について

(1)「インボイス管理票」は電子交付とし、「インボイス管理票」を取得するために必要なIDを発行させていただきます。

ID発行後、お客さま自身で「しんきん電子交付システム」にログインしていただき、「インボイス管理票」を取得していただきます。

郵送での交付をご希望されるお客さまは、**別途手続きが必要となり、別途定める発行手数料を頂戴いたします。**

(2)「インボイス管理票」について、対象となる取引がない月については、作成・交付を行いません。

また、作成の有無等については特段のご連絡は差し上げませんので、お客さまにて電子交付の状況を適宜ご確認いただきますようお願いいたします。

5. ATMおよび自動両替機でのお取引について

ATMおよび自動両替機でのお取引につきましては、発生する手数料は原則として3万円未満となりますので、インボイスの交付が不要な「3万円未満の自動販売機、自動サービス機におけるお取引」に該当し、インボイスの交付義務が免除されるため、インボイスの発行は行いません。お客さまが一定の事項を記載した帳簿を保存することで消費税の仕入税額控除を受けることが可能となります。

したがって、ATMおよび自動両替機から出力される「ご利用明細」等については、インボイス制度に対応する様式改正は実施いたしませんので、ご了承ください。

電子交付につきましては全ての対象先にIDを発行させていただきます。IDの通知やインボイス管理票の取得方法、郵送による発行依頼の方法等、詳細が決まり次第、お取引店からのご案内や当庫のホームページにてお知らせします。

以上